

会長専決事項の処理について

平成17年7月26日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成17年9月27日

中央防災会議会長 小泉 純一郎

記

件名	年月日	事項
激甚災害の指定	H17.9.2	平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小計	1件
地域防災計画の修正	H17.7.27	静岡県
	H17.8.3	奈良県
	H17.8.17	京都府、愛知県
	H17.8.24	岩手県、福井県
	H17.8.29	埼玉県
小計	7件	
合計		8件